

Ⅲ-1

多様性に応じた教育機会の確保

～特別支援教育の充実～



目標

「仙台市特別支援教育推進プラン 2023」に基づき、子ども一人ひとりを大切にした教育の実施と、「共生社会」の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を両輪として、本市が目指す特別支援教育の実現に向け施策を推進する。

1 現状と課題

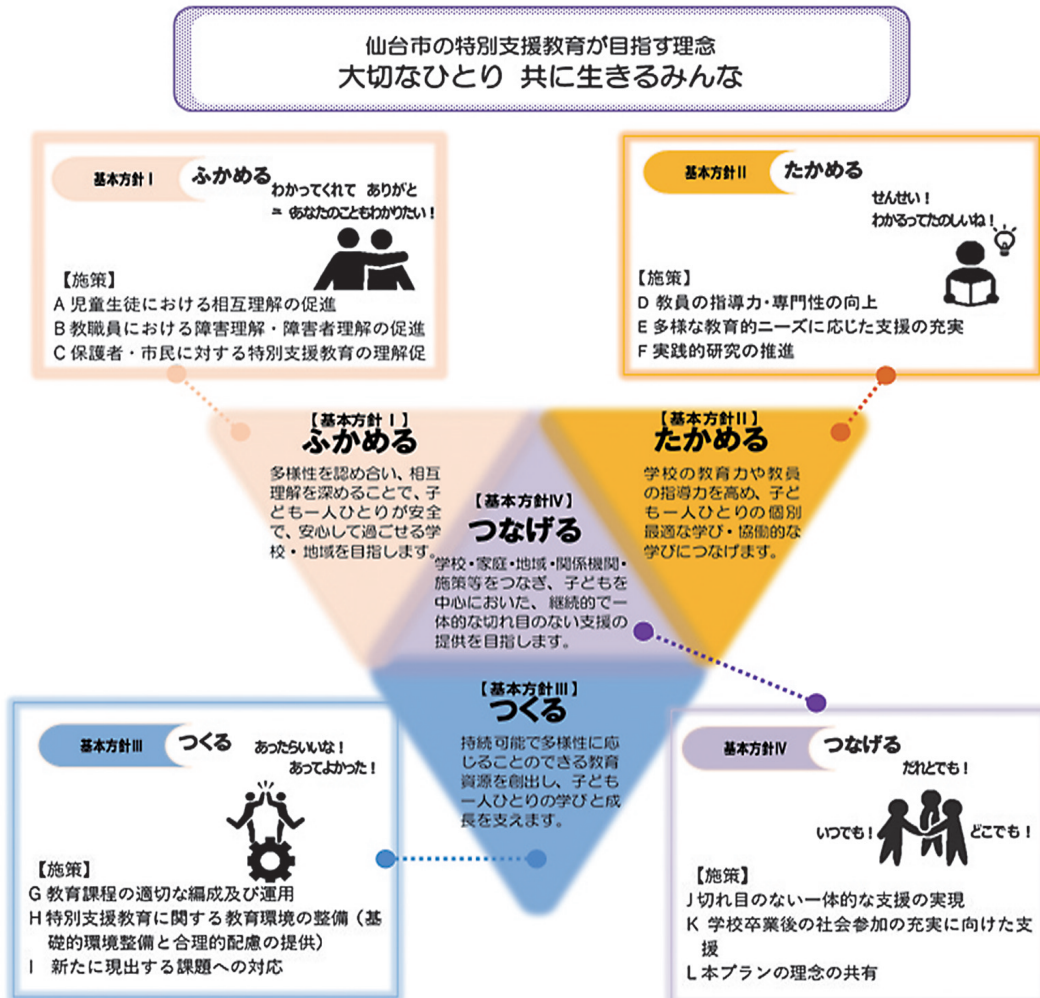
令和5年度は、市立特別支援学校で約150名、小中学校の特別支援学級で約1,950名、通級指導教室で約660名の児童生徒が学んでいる。通常の学級においては、発達障害及び発達障害等の可能性のある児童生徒数がここ10年で約1.6倍に増加しており、全ての教員が特別支援教育に対する理解を深め、資質・力量を向上させることが求められている。

子ども一人ひとりの個別最適な学び・協働的な学びにつなげるには、教員一人ひとりが「障害の社会モデル」を踏まえつつ、学校の教育力や教員の指導力を高め、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用を通じた支援の実施と引継ぎ、学校・家庭・地域・関係機関・施設等をつなぎ、子どもを中心においた、継続的で一体的な切れ目ない支援の充実を図ることが必要である。

2 「仙台市特別支援教育推進プラン 2023」（令和5 [2023]年度～令和9 [2027]年度）の推進

(1) プランの概要

仙台市特別支援教育推進プラン2023の全体像



(2) 学校での取組

すべての教職員が障害のある幼児児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導・支援に取り組むために

幼稚園等 → 引継ぎ → 小学校 (年度ごとの引継ぎ) → 引継ぎ → 中学校 (年度ごとの引継ぎ) → 引継ぎ → 高等学校

サポートファイル・個別の教育支援計画・個別の指導計画・仙台中高連携サポートシートなど

通常の学級 *通常の学級で支援を必要とする幼児児童生徒への対応

A (アセスメント) : 発達障害等のあることが考えられ、学校生活上支援を必要としている幼児児童生徒の実態把握を行う。

P (計画) : 校内支援委員会で話し合われた内容 (いつ、どこで、だれが、どんな支援を行うのか) を基に、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成する。

D (指導・支援) : 教室の環境、授業場面の工夫、集団づくり等、障害特性に応じた工夫を行う。
 例：予定の明示、刺激の軽減、集団活動のルールの指導、発問・指示・板書・座席の位置等の工夫や配慮⇒基礎的環境整備と合理的配慮の提供
 *児童生徒における相互理解の促進 (障害理解教育の推進)

C (評価) : 個別の指導計画を基にした評価を行い、改善策を検討し次年度へ引継ぐ。

【特別支援教育コーディネーターとして】

*校内支援委員会の運営 *教育相談の計画と実施 *関係機関との連携等

【関わるすべての教職員として】

*「支援はチームで行う」を基本に *全職員が参加する研修会実施



交流及び共同学習、居住地校交流

特別支援学級や特別支援学校との積極的かつ計画的、継続的な交流及び共同学習、新しい生活様式に対応した居住地校交流の推進

特別支援学級

- * 障害特性を理解した的確な実態把握
- * 実態に即した教育課程の編成・実施・評価
- * 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用
- * 興味・関心を喚起し、学習意欲を高める教材教具の開発、工夫
- * 直接体験を重視した指導の充実
- * 個に応じた指導内容の精選と指導方法の工夫
- * 本人の意思を踏まえ将来を見通した進路指導

通級指導教室

- * 自立活動を中心とした教育課程の編成・実施・評価
- * 通常の学級での生活や学習活動への適応を目指した指導の工夫
- * 保護者や学級担任との情報共有

特別支援学校 詳しくはP50へ

- * 本市における特別支援教育実践のセンター的機能の発揮

学校・家庭・地域・関係機関の連携

特別支援教育推進資料



- 「個別の教育支援計画・指導計画を作って活かすための5つの大事なコト」 平成31年3月 仙台市教育委員会
- 「自分らしく のびのび いきいきと～自己肯定感を大切にしたかわり～」 平成31年3月 仙台市教育委員会
- 「令和2年度版 仙台市の特別支援教育」 令和2年3月 仙台市教育委員会
- 「気づいて 認めて 支えて 特別な配慮を必要とする子どもたち」 令和2年3月 仙台市教育委員会
- 「すぐできる!みんなができる!MIM(ミム)による読みの指導」 令和3年3月 仙台市教育委員会
- 「学校における『合理的配慮』の提供～共に学び、共に輝くためのガイドブック～(小学校編)」 令和4年3月 仙台市教育委員会
- 「学校における『合理的配慮』の提供～共に学び、共に輝くためのガイドブック～(中学校・高等学校編)」 令和5年3月 仙台市教育委員会
- 「障害理解推進に向けて～『障害』って何だろう～」 令和6年3月 仙台市教育委員会

※ C4th「書庫」>「特別支援教育課」>特別支援教育推進資料バックナンバー

Ⅲ-1

多様性に応じた教育機会の確保

～不登校支援の推進～

「不登校児童生徒の社会的自立や学びの多様化に向けた支援の充実」



1 現状と課題

新たな不登校児童生徒が生じないような魅力ある学校づくりや校内外の居場所づくり、不登校を長期化させないための初期対応の充実、長期的に欠席している児童生徒への社会的自立を目指した支援の強化が必要とされている。

2 主な施策と今後の見通し

(1) 主な施策

- ① 登校渋りや学校不適應の初期段階から、支援できる校内体制づくりに努め、在籍学級外教室「ステーション」の設置拡充や、児童生徒が安心感を持てるようきめ細かな支援が可能となる別室対応の充実を図る。
- ② 家庭にひきこもりがちで、学校外の公的機関や民間施設等に通級していない不登校児童生徒が、自宅においてICT等を活用した学習を行った場合の、指導要録上の出席の取扱いに関するガイドラインや手続の流れ等を作成した。また、仙台市教育委員会が提供する学習支援オンライン教材を活用できる仕組みを構築している。

(2) 今後の見通し

学校外の公的機関や民間施設等との連携強化を図るとともに、学習支援として、学習者用端末を家庭に持ち帰り、個別最適な学びとして、学習支援オンライン教材等を活用するなど、将来的な社会的自立や学びの多様化に向けた支援につなげる。

Ⅲ-1

多様性に応じた教育機会の確保

～様々な学びの求めに応じた支援の充実～

「帰国・外国人児童生徒等への教育」



目標

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制の充実を通し、児童生徒が社会的に自立できる力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実を図る。

1 現状と課題

日本語指導が必要な児童生徒の増加に伴う使用言語の多様化が進んでおり、個に応じた支援が必要となっている。

2 主な施策と学校での取組

(1) 主な施策

帰国・外国人児童生徒等指導協力者派遣事業や自動翻訳機の貸与、仙台観光国際協会と連携したコーディネート派遣により日本語指導が必要な児童生徒を支援する。

(2) 学校での取組

帰国・外国人児童生徒等の指導に当たっては、学級担任等と帰国・外国人児童生徒等指導協力者、仙台観光国際協会との連携・協力を深め、当該児童生徒に応じた日本語指導等の支援に努める。

Ⅲ-1

多様性に応じた教育機会の確保

～様々な学びの求めに応じた支援の充実～

「夜間学級（夜間中学）における個に応じた学びの推進」



目標

様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢期を超過した方等への教育機会の確保のため、夜間学級（夜間中学）の教育の充実を図る。

1 現状と課題

地方公共団体は、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずるものとされており、様々な事情で義務教育未修了のまま学齢期を超過した方等に対し、教育機会の確保を進めることが求められている。

2 主な施策と学校での取組

(1) 主な施策

夜間学級（夜間中学）においては、生徒の年齢や経験、勤労の状況等の実情により様々な配慮が求められることから、特別の教育課程を編成し、実施する。

(2) 学校での取組

教育相談等により生徒一人ひとりのこれまでの就学状況を把握し、学習歴を踏まえた指導の工夫や学び合いなど、夜間学級（夜間中学）における個に応じた学びの充実を図る。

Ⅲ-2

一人ひとりに向き合える環境づくり



目
標

多様化する教育ニーズに的確に対応するため、小・中学校の学級編制において弾力的運用を実施、拡充するとともに、小学校教科担任制による指導体制の整備など、教職員がこれまで以上に児童生徒としっかりと向き合える体制づくりを推進する。

1 現状と課題

児童生徒を取り巻く課題の複雑化や教育ニーズの多様化など、教職員の負担は増大している。そのような状況下においても教職員が児童生徒に向き合うことは全ての基盤であり、児童生徒へのきめ細かな教育活動を推進できる体制づくりに努めていく必要がある。

2 主な施策と学校での取組

(1) 主な施策

- 小中学校全学年における35人以下学級の実施
- 小学校教科担任制による指導体制の整備

(2) 学校での取組

- 少人数による児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動の推進
- 小学校教科担任制による専門性の高い教科指導の実現 等

Ⅲ-3

魅力ある教職の実現



目
標

- ① 働き方改革を推進し、教職員が自らのワーク・ライフ・バランスを確保しながら、資質・能力の向上を図り、児童生徒が将来にわたり質の高い教育を受けられるようにする。
- ② 「仙台市立学校教職員人材育成方針」に基づき、一人ひとりの教職員の指導力や資質・能力を高め、教育活動の改善と学校の活性化を図る。
- ③ 教職員の公務員としての自覚のもと、スクール・コンプライアンス委員会、研修会を定期的に開催し、服務規律の一層の定着を推進する。

1 現状と課題

教職員の働き方改革への意識は浸透してきているものの、正規の勤務時間以外の在校等時間は、依然として高い水準で推移しており、なお一層の働き方改革の推進が求められている。また、社会情勢の変化にともない、教職員に求められる役割が多様化していることなどから、絶えず自らの資質・能力の向上に努めることが強く求められている。教職員には、教育公務員としての自覚のもと、コンプライアンス意識を持って行動することが必要不可欠であり、体罰・不適切な指導をはじめ、不祥事の根絶に努めなければならない。

2 主な施策と学校での取組

(1) 主な施策

- 「仙台市立学校・園 教職員の働き方改革 取組指針」をふまえた教職員の働き方改革の推進
- 令和5年12月改定の「仙台市立学校教職員人材育成基本方針」に基づき、教員のキャリアステージに応じた研修体系を構築
- コンプライアンス研修資料「不祥事の根絶に向けて 実例演習」および「解説編」の活用を奨励
- 若手教員育成を目指して、各課横断的な体制の構築

(2) 学校での取組

- 多忙化解消、校務改善に向けた取組の工夫
・会議、研修等の見直し ・業務、行事の見直し ・部活動の見直し ・休暇取得の推進 等
- 教職員一人ひとりの力を最大限に引き出し、業務効率を向上させていくことを目指した人事評価の実施
- スクール・コンプライアンスを含めたOJTの推進
- 校外研修である「センター研修」や自主公開等に参加しやすい体制づくり
- 体罰・不適切な指導防止ハンドブックの活用